◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、五泉市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成31年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 種別 | 面積(m²) | 指定年月日 |
|---------|------------|--|--|-----------|
| 五泉市総合会館 | 五泉市旭町7番11号 | 第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室 | 56. 00 54. 00 55. 00 57. 00 51. 00 61. 00 | 平成31年3月1日 |